

香川県報



第 65 号

平成 17 年

8月19日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

●公平委員会の事務の受託の廃止（二件）

（自治振興課）

一

○保安施設地区の指定予定の通知

（みどり保全課）

二

○介護保険法の規定による事業者及び施設の指定

（長寿社会対策課）

三

○道路の供用開始（三件）

（道路保全課）

四

○道路の区域変更（二件）

（住 宅 課）

五

○平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部改正

（住 宅 課）

六

○昭和五十四年香川県告示第百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正

（審 査 課）

七

公安委員会規則

●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

（審 査 課）

八

警察本部告示

●香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程

六 三

正 誤

○平成十七年三月四日（香川県報号外二）香川県告示第百二十九号中訂正

告 示

●香川県告示第五百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、

平成十七年九月二十五日をもって、香川郡塩江町から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百三三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十七年十月十日をもって、三豊郡大野原町及び同郡豊浜町並びに粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合及び香川県五郷山部分林組合から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一三号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

小豆郡池田町大字池田字赤柴六〇一五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定の有効期間 六年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び池田町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

●香川県告示五百五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | | | |
|----------------|---|--|---------------|---------------------|
| 介護保険 事業所番号 | 事業(施設)の名称 及び 所在地 | 申請者(開設者)の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (法人以外の者にあつては、氏名及び住所) | 指定年月日 | サービスの種類 |
| 三七七〇一 〇三七五六 | 指定短期入所生活介護 事業所あすか高松多肥 高松市多肥下町三四四 番地一 | 株式会社アイ・ディー ・エム 代表取締役 阪本謙一 高松市桜町一丁目三六 一番地四 | 平成十七年 八月一日 | 短期入所 生活介護 |
| 三七七〇三 〇〇六三四 | やすらぎホームさぬきのくに 坂出市加茂町一二〇番 地一 | 株式会社五色会 代表取締役 佐藤太彦 坂出市加茂町一二〇番 地一 | 〃 | 特定施設 入所者生 活介護 |
| 三七七〇七 〇〇二〇五 | 指定短期入所生活介護 事業所あすか東かがわ 東かがわ市三本松一一 九九番地一 | 株式会社アイ・ディー ・エム 代表取締役 阪本謙一 高松市桜町一丁目三六 一番地四 | 〃 | 短期入所 生活介護 |

●香川県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十九日から同年九

月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 満濃普通寺線(二百号)
- 三 道路の区域

| | | | |
|----------------------------|-----------------|---------------|---|
| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| 仲多度郡満濃町大字吉野下一一三八番二地 先から | 一三・八 | 八八 | 平成十五年 香川県告示 第五百十八 号で変更し た区域 |
| 仲多度郡満濃町大字吉野下一一五番二地 先まで | 三〇・〇 | | |

四 供用開始の期日 平成十七年八月十九日

●香川県告示第五百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十九日から同年九月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 財田満濃線(百九十七号)
- 三 道路の区域

| | | | |
|-------------------------------|-----------------|---------------|----------------|
| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| 仲多度郡仲南町大字十郷字後山下所一五四 番八地先から | 一一・六 | | 平成十五年 香川県告示 |

| | | | |
|--------------------------|------|-----|---------------|
| 仲多度郡仲南町大字十郷字帆山直垂六八九番地先まで | 五三・九 | 一〇六 | 第五百六十号で変更した区域 |
|--------------------------|------|-----|---------------|

四 供用開始の期日 平成十七年八月十九日

●香川県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十九日から同年九月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 財田満濃線（百九十七号）
- 三 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---------------------------|-----------------|---------------|---------------------------|
| 仲多度郡仲南町大字十郷字追上下大口三八番二地先から | 一一・六 | 一四二 | 平成十五年香川県告示第六十五号で変更した区域の一部 |
| 仲多度郡仲南町大字十郷字追上下大口三四番二地先まで | 一一・四 | | |

四 供用開始の期日 平成十七年八月十九日

●香川県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十九日から同年九月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 岡田丸亀線（百九十五号）
- 三 道路の区域

| 区 間 | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------------------------|------------|-----------------|---------------|---------------|
| 丸亀市綾歌町岡田上字田中八一八番一地从先から | 前 | 三・五 七・〇 | 二二〇 | 道路改修工事に伴う現道拡幅 |
| 丸亀市綾歌町岡田上字田中八一八番一地从先まで | | | | |
| 丸亀市綾歌町岡田上字田中八九三番三地从先まで | 後 | 九・〇 一一・〇 | 四〇 | |
| 丸亀市綾歌町岡田上字田中八九三番二地从先から | | | | |
| 丸亀市綾歌町岡田上字田中八九五番一地从先まで | | | | |
| 丸亀市綾歌町岡田上字田中八九五番一地从先から | 後 | 九・〇 一一・〇 | 一一〇 | |
| 丸亀市綾歌町岡田上字田中九〇四番一地从先まで | | | | |

●香川県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月十九日から同年九月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 屋島公園線（十四号）
- 三 道路の区域

| 区 間 | 変 更 前後別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--------------------------|---------|-----|-----------------|---------------|-----------------------|
| | 前 | 後 | | | |
| 高松市屋島西町字谷東二二〇九番 一地先から | 四・六 | 一・八 | 一〇・四 | 二二八 | 道路改修工 事に伴う現 道拡幅 |
| | | | | | |
| 高松市屋島西町字谷東二二二六番 地先まで | | 一・五 | 一二・五 | 一二八 | |
| | | | | | |

●香川県告示第五百十一号

平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成十七年十一月一日から施行する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | |
|----------------|---------------|-----|
| 平成 一三 年度 | 高層耐火構 造六階建 | 〇・八 |
|----------------|---------------|-----|

表準礼の項中

に改める。

●香川県告示第五百十二号

昭和五十四年香川県告示第百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十七年八月十三日から施行する。

平成十七年八月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表株
- 株式会社四国銀行の項中 「屋 島 支 店」 高 松 市 を削る。

公安委員会規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十三号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成十二年香川県公安委員
会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表三十の項中

改め、同項中14を15とし、13を14とし、同項12中

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| 第五十一条の四 | 放置車両に係る指示 | | ○ |
| 第五十一条の四 | 放置車両に係る指示 | | ○ |
| 第五十一条の八第一項 | 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行おうとする法人の登録（以下この項において「登録」という。） | | ○ |
| 第五十一条の八第六項 | 登録の更新 | | ○ |
| 第五十一条の九 | 登録を受けた法人に対する要件適合措置命令 | | ○ |
| 第五十一条の十 | 登録の取消し | | ○ |
| 第五十一条の十一第一項 | 登録を受けた法人に対する報告の要求又は立入検査の実施 | | ○ |
| 第五十一条の十三第一項第一号イ | 放置車両の確認及び標章の取付けに関する技能及び知識に関して行う講習（以下この項において「駐車監視員資格者講習」という。）の実施 | | ○ |
| 第五十一条の十三第二項 | 駐車監視員資格者講習修了の判定及び修了者に対する駐車監視員資格者証の交付 | | ○ |
| 第五十一条の十三第三項 | 駐車監視員資格者講習修了者と同等の者としての認定及び当該認定を受けた者に対する駐車監視員資格者証の交付 | | ○ |
| 第五十一条の十三第二項 | 駐車監視員資格者証の返納命令 | ○ | |
| 第五十一条の十五第一項 | 放置違反金に関する事務（放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務、納付命令、督促並びに滞納処分を除く。）の委託 | | ○ |

に を

改め、同項中12を13とし、4から11までを二ずつ繰り下げ、3の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------|--|--|---|
| 第十二条 | 放置車両の使用に対する指示書による通知 | | ○ |
| 第十二条 | 放置車両の使用に対する指示書による通知 | | ○ |
| 第十二条の三 | 登録（更新）通知書又は登録（更新）に関する通知書による通知 | | ○ |
| 第十二条の四第三項 | 登録（更新）通知書又は登録（更新）に関する通知書による通知（第十二条の三の準用） | | ○ |
| 第十二条の五 | 登録取消処分通知書による通知 | | ○ |
| 第十二条の六第二項 | 駐車監視員資格者講習受講票の交付 | | ○ |
| 第十二条の九第一項 | 駐車監視員資格者認定検査受検票の交付又は駐車監視員資格者認定に関する通知書による通知 | | ○ |
| 第十二条の十一 | 駐車監視員資格者証交付に関する通知書による通知 | | ○ |

に を

4 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）

| | | | |
|--------|---------------------|--|---|
| 第六条 | 駐車監視員資格者講習の実施の公示 | | ○ |
| 第七条第一項 | 駐車監視員資格者講習受講申込書の受理 | | ○ |
| 第九条第一項 | 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付 | | ○ |
| 第九条第二項 | 駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付 | | ○ |
| 第十条第四項 | 認定書の交付 | | ○ |

| | | |
|---------|--------------------|---|
| 第十條第五項 | 認定書の再交付（第九條第二項の準用） | ○ |
| 第十三條第一項 | 駐車監視員資格者証の書換え | ○ |
| 第十三條第二項 | 駐車監視員資格者証の再交付 | ○ |
| 第十四條第一項 | 駐車監視員資格者証の返納命令書の交付 | ○ |
| 第十四條第二項 | 駐車監視員資格者証の返納の受理 | ○ |

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第九号

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年八月十九日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項3イ中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「火薬類運搬証明の事務」を「火薬類運搬証明書の交付」に改め、同項7中「」に基づく」を「。以下「道交法」という。」に基づく」に改め、口をハとし、同項7イ中「道路交通法第七十七条」を「道交法第七十七条第一項」に改め、同項7中イをロとし、同項7にイとして次のように加える。

- イ 道交法第五十一条の八第一項に規定する放置申請書の写し
- 車両の確認及び標章の取付けに関する事務

平成十七年八月十九日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

（購読料月極二千五百円）

第三条の表八の項中「道路交通法（以下この項において「法」という。）」を「道交法」に改め、同項中4を5とし、同項3中「法」を「道交法」に改め、同項中3を4とし、同項2中「法」を「道交法」に改め、同項中2を3とし、1を2とし、同項に1として次のように加える。

- 1 確認事務委託対象法人登録申請手数料、確認事務委託対象法人登録更新申請手数料、駐車監視員資格者証交付申請手数料、駐車監視員資格者講習手数料、駐車監視員資格者認定申請手数料、駐車監視員資格者証書換え交付手数料、及び駐車監視員資格者証再交付手数料
- 交通指導課長 交通指導課長

附 則
この規程は、平成十七年八月十九日から施行する。

正 誤

平成十七年三月四日（香川県報号外二）香川県告示第百二十九号中訂正

| | | |
|------|-----|------------|
| 二ページ | 別 図 | |
| | 正 | 誤 |
| | | 149092,743 |
| | | 149092,843 |



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています